

**令和 9 年度鹿屋体育大学体育学部社会人入試受験予定者を対象とした
「鹿屋体育大学 Trattone 奨学金」奨学生募集要項**

1. 本奨学金の趣旨

本奨学金は、長年鹿屋体育大学の教授を務められた前田博子氏が、退職後に学ぶ意欲を持つ方々の教育環境の充実を目的として設立された一般社団法人 Trattone（以下「トラトネ」）からの寄付により創設されたものです。

社会人として実業団等で活動してきた女性が、セカンドキャリアを目指して大学進学を志した場合に、その学びを支援することを目的としています。

支援対象は、競技を支える立場を含む幅広く体育・スポーツに関わり活躍する意欲をもった本学体育学部社会人入試により入学した方とします。

2. 応募資格

申請できる者は、次の(1)～(3)のすべてに該当する女性とします。

- (1) 令和 9 年度鹿屋体育大学体育学部社会人入試を受験予定の者
- (2) 各競技種目において国内最高レベルの大会に出場した経験を有する者
- (3) 学業及び研究意欲を有し、人物的にも優れていると認められる者

《参考：体育学部社会人入試の出願資格》

以下のいずれかに該当し、令和 9 年 4 月 1 日現在、年齢が 21 歳以上であり、3 年以上社会人としての経験を有する者でなければなりません。

- ① 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- ② 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- ③ 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの
- ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ⑤ 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑥ 文部科学大臣の指定した者
- ⑦ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）により大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- ⑧ 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもの

※詳細は学生募集要項でご確認ください。

3. 募集人数

1 名

4. 奨学金額

- (1) 奨学金 550,000 円（年額：最大4年間を原則）
- (2) 特別給付金 300,000 円（入学年度のみ）

5. 支援期間

奨学金の支援期間は原則として標準履修期間の4年間とします。

ただし、以下の事由が生じた場合には、奨学金の休止、廃止、返還となる場合があります。

- (1) 休止事項
休学、長期欠席又は留学（交換留学を除く）した場合
- (2) 廃止事項
 - ① 退学、転学又は除籍となった場合
 - ② 懲戒処分を受けた場合
 - ③ 傷病などのため学業の継続が見込まれなくなった場合
 - ④ 学業成績又は学生としての性行が不良になった場合
 - ⑤ 修業年限を超過することが決定、もしくは超過した場合
 - ⑥ その他学長及びトラトネがトラトネ奨学生として不適当と認める事実が判明した場合
- (3) 返還事項
奨学生として不適当な事実が発覚した場合

6. 申請手続き

申請書（様式1）に関係書類を添えて申請期間までに郵送（持参提出可）してください。

7. 申請期間

令和8年7月13日（月）～令和8年9月25日（金）17時 ※必着厳守

8. 奨学生の選考及び決定

- (1) 書類選考及び面接審査のうえ候補者を選定します。
- (2) 選考結果（内定結果）については、出願期間前までに申請者本人へ文書をもって通知します。

9. 内定の取り消し

- (1) 本学の体育学部社会人入試に出願しなかった場合は、内定を取り消します。
- (2) 本学の体育学部社会人入試に合格しなかった場合は、内定を取り消します。
- (3) 本学への入学を辞退した場合は、内定を取り消します。

10. 面談の実施及び報告書の提出

- (1) 奨学生は年数回の前田博子氏（ご寄附者）との面談を受けていただきます。
- (2) 毎年度学習計画を立てたうえで勉学に臨み、学年末には自己評価（報告）を行うことが義務となります。

11. 問い合わせ先

(1) 奨学生募集に関すること

学生課生活支援係：0994-46-4888
gaku-s3@nifs-k.ac.jp

(2) 社会人入試に関すること

教務課入試係：0994-46-4869
nyushi@nifs-k.ac.jp